青梅市非常勤の特別職の職員の報酬および費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月30日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

公職選挙法施行令の一部改正により、投票管理者等の交替制が認められたことを踏まえ、複数人の交替により執務を行った場合の報酬額について定めたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市非常勤の特別職の職員の報酬および費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例

青梅市非常勤の特別職の職員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和31年条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表に備考として次のように加える。

備考

投票管理者、期日前投票管理者、投票立会人および期日前投票立会人 が当該執務の日において複数で執務に当たるときの報酬額は、上記日額 の範囲内で市長が定めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の青梅市非常勤の特別職の職員の報酬および費

用弁償に関する条例別表備考の規定は、この条例の公布の日(以下「公布日」という。)以後その期日を公示され、または告示される選挙について適用し、公布日の前日までにその期日を公示され、または告示された選挙については、なお従前の例による。